

議員提出議案第十号

杉並区議会議事規則を左横書き等に改める規則

右の議案を提出する。

平成二十三年六月二十八日

提出者 杉並区議會議員

富本卓

同 島田敏光

同 山田耕平

同 奥山たえこ

同 小松久子

同 川原口宏之

同 岩田いくま

同 原田あきら

同 小川宗次郎

同 河津利恵子

同 関昌央

同 井口かづ子

杉並区議會議長 藤本 なおや 様

杉並区議会会議規則を左横書き等に改める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際、現に公布された杉並区議会会議規則（昭和三十一年九月二十五日議決）及びその一部を改正する規則（以下「会議規則」という。）を左横書きに改めること及びこれに伴う用字、用語等の整備について必要な事項を定めるものとする。

(形式)

第二条 会議規則（別表第一を除く。）の形式は、左横書きに改める。

2 前項の場合において、配字は会議規則における配字と同様とし、表の構成は会議規則における右方又は上方をそれぞれ上方又は左方とする。

(用字、用語等の整備)

第三条 会議規則中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。ただし、この規則中同表の三の項から五の項までの上欄に掲げるもの及び議長が改めることが適当でないと認められたものは、この限りでない。

項	上欄	下欄
一	漢数字。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 熟語の一部をなすことよって数量を指示	アラビア数字（序数の場合を除いて三桁ごとにコンマを付する

	<p>ものとする。)</p>
<p>二 号番号として用いられる漢数字</p>	<p>横括弧で囲んだアラビア数字</p>
<p>三 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）</p>	<p>次</p>
<p>四 上欄</p>	<p>左欄</p>
<p>五 下欄</p>	<p>右欄</p>

2 前項に定めるもののほか、会議規則の用字、用語等で左横書きの実施に伴い改める必要があるものは、その内容を変えることなく、左横書きの形式に適合するものに改める。

附 則

この規則は、平成二十三年九月一日から施行する。

（提案理由）

現に公布された区議会会議規則を左横書き等に改める必要がある。